

# 大阪中学校体育連盟規約

---

## 第 1 章 名称及び事務局

第 1 条 本連盟は大阪中学校体育連盟と称し、事務局を当分の間大阪府教育庁教育振興室保健体育課内におく。

## 第 2 章 目的及び事業

第 2 条 本連盟は大阪府内各地区（大阪市及び行政の郡単位の計 8 地区）の中学校体育団体〔以下（地区中学校体育連盟という）〕を統合し相互の連絡調整と、中学校における体育、特にスポーツの健全な発達を図ることを以て目的とする。

第 3 条 本連盟は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 中学校における体育、スポーツの指導奨励
2. 各種競技会の開催
3. 中学校体育の調査並びに研究
4. その他本連盟の目的達成に必要な事業

## 第 3 章 組 織

第 4 条 本連盟は次の種目別専門部〔以下（専門部という）〕をおき、（公財）大阪府スポーツ協会に加盟する。

- 2 専門部規則については別に定める。

〔種 目〕

陸上競技部、水泳競技部、サッカー部、ラグビーフットボール部、柔道部、剣道部、卓球部、ソフトテニス部、テニス部、準硬式野球部、軟式野球部、体操部、相撲部、バドミントン部、バレーボール部、バスケットボール部、ソフトボール部、ハンドボール部、スキー・野外活動部

## 第 4 章 役 員

第 5 条 本連盟に次の役員をおく。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
ブ ロ ッ ク 長	8 名
理 事 長	1 名
副 理 事 長	若干名
常 任 理 事	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名
幹 事	8 名

- 2 本連盟に顧問及び参与を若干名おくことができる。

- 3 上記役員のうち、会長、副会長、顧問、参与、理事長、副理事長、理事（学識経験者）及び監事は本部役員となる。

第 6 条 会長は理事会において推挙する。

- 2 会長は本連盟を代表し会務を総括し、かつ常任理事会、理事会の議長となる。

第 7 条 副会長は理事会において推挙する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職務を代行する。

第 8 条 地区中学校体育連盟会長（ブロック長）は、各地区（ブロック）において選出される。

- 2 地区中学校体育連盟会長（ブロック長）は、重要事項を審議しその執行に際し当該市町村との折衝にあたる。
- 第 9 条 理事長は理事会において推挙する。
- 2 理事長は本連盟の会務を執行し、かつ専門委員長会の議長となる。
- 第 10 条 副理事長は理事の互選で定める。
- 2 副理事長は理事長を補佐し、理事長事故あるときはその職務を代行する。
- 第 11 条 理事は各地区中学校体育連盟より 4 名（大阪市 8 名）選出し、内 1 名（大阪市 2 名）を常任理事とする。また、常任理事以外の地区会長、並びに専門委員長より 6 名を理事に加える。
- 2 専門部長を理事とする。
- 3 前 1、2 項のほか理事会の推薦により学識経験者より若干名を理事とすることができる。
- 4 前 2、3 項により選出された理事のなかから若干名の常任理事を選出することができる。
- 5 常任理事は本連盟の常務を処理執行し、理事は重要事項を審議する。
- 第 12 条 監事は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 2 監事は本連盟の会計を監査する。
- 3 監事は理事会で意見を述べることができる。
- 第 13 条 幹事は各地区中学校体育連盟より 1 名選出する。
- 2 幹事は本連盟並びに地区中学校体育連盟相互の連絡調整をはかり、会務を処理する。
- 第 14 条 顧問、参与は理事会の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 2 顧問は、重要な事項について、会長の諮問に応じ、理事会に臨み参考意見を述べることを職務とする。
- 3 参与は、必要な事項について、会長の諮問に応じ、理事会に臨み参考意見を述べることを職務とする。
- 第 15 条 本連盟の専門部に次の役員をおく。
- |       |     |
|-------|-----|
| 専門部長  | 1 名 |
| 専門委員長 | 1 名 |
| 専門委員  | 若干名 |
- 第 16 条 専門部長は専門部の推薦により会長がこれを委嘱する。
- 2 専門部長は専門部の業務を掌理する。
- 第 17 条 専門委員長は専門委員の互選とし、会長がこれを委嘱する。
- 2 専門委員長は専門部長の指示をうけ、専門部の業務を処理する。
- 第 18 条 専門委員は当該地区種目別代表をもってあてる。
- 2 専門委員は専門部の業務を遂行する。
- 第 19 条 役員任期は 2 年とし、再任を妨げない。
- 2 役員に欠損を生じたときは補欠役員を選出し、任期は前任者の残任期間とする。

## 第 5 章 会 議

- 第 20 条 本連盟の本部役員・ブロック長会、常任理事会、理事会、各種委員会等は必要に応じて開催し、会長がこれを招集する。
- 第 21 条 本部役員・ブロック長会、常任理事会は本連盟の主要事項を審議、執行する。
- 第 22 条 理事会は本連盟の重要事項を審議決定する。
- 第 23 条 専門委員長会は専門部の相互連絡及び専門事項について協議する。
- 第 24 条 会議はすべて定数の 1/3 以上の出席を必要とし、議決は出席者の過半数とする。
- 2 理事会を招集するいとまがない場合、議案について、書面または電磁的記録により同意の意思表示が定数の過半数を占めたときには、その議案を可決する理事会の決議があったものとみなす。
- 3 可否同数の場合は議長がこれを定める。
- 第 25 条 第 2 条に掲げる事項について、理事会を招集するいとまがなく、緊急を要する場合は、会長がこれを専決することができる。

- 2 前項の規定により会長が専決したときは、次の理事会に報告しなければならない。

## 第 6 章 会 計

- 第 26 条 本連盟の会計は次により支弁する。  
1. 学校加盟金  
2. 補助金  
3. 寄付金  
4. その他
- 第 27 条 会計に関する規則は別に定める。
- 第 28 条 本連盟の会計は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

## 第 7 章 事 務 局

- 第 29 条 本連盟の事務を処理するため事務局に次の職員をおく。
- |     |     |
|-----|-----|
| 局 長 | 1 名 |
| 局 員 | 若干名 |

## 第 8 章 附 則

- 第 30 条 本連盟規約施行に必要な事項は理事会において定める。
- 第 31 条 本連盟の規約変更は理事会の決議によらなければならない。
- 第 32 条 本連盟の競技会は教育機関もしくは関係競技団体と共催することができる。  
2 競技会の開催基準要項は別に定める。
- 第 33 条 本連盟は必要に応じて全国的、地域的体育団体の事業並びに事務の関連事項を管掌する。
- 第 34 条 この規約は昭和43年4月1日から実施する。
- |     |       |     |     |               |
|-----|-------|-----|-----|---------------|
| 発 足 | 昭和22年 | 4月  | 1日  |               |
| 改 正 | 昭和36年 | 4月  | 23日 |               |
| 改 正 | 昭和38年 | 4月  | 26日 |               |
| 改 正 | 昭和39年 | 4月  | 1日  |               |
| 改 正 | 昭和43年 | 4月  | 1日  |               |
| 改 正 | 昭和57年 | 5月  | 11日 | 大阪中学校体育連盟に改名  |
| 改 正 | 昭和62年 | 3月  | 19日 |               |
| 改 正 | 平成2年  | 11月 | 14日 | 学校加盟金に改正      |
| 改 正 | 平成3年  | 5月  | 9日  |               |
| 改 正 | 平成12年 | 5月  | 2日  | 第1条           |
| 改 正 | 平成15年 | 3月  | 20日 |               |
| 改 正 | 平成16年 | 4月  | 28日 | 第1条           |
| 改 正 | 平成18年 | 3月  | 22日 | 第18条          |
| 改 正 | 平成19年 | 3月  | 20日 | 第1条           |
| 改 正 | 平成24年 | 3月  | 16日 | 第26条          |
| 改 正 | 平成28年 | 4月  | 28日 | 第1条           |
| 改 正 | 令和2年  | 4月  | 27日 | 第24条、第25条     |
| 改 正 | 令和3年  | 4月  | 23日 | 第14条          |
| 改 正 | 令和4年  | 4月  | 22日 | 第5条、第20条、第21条 |

## 大阪中学校体育連盟会計規則

第 1 条 本規則は、大阪中学校体育連盟規約第 26 条の定めるところに従い本連盟会計の基本的  
事項について定めることを目的とする。

第 2 条 本連盟に加盟するための学校加盟金は加盟申請に基づき、定められた額を納入する。  
(地区中学校体育連盟を通じての納入も可とする。)

### 2. 学校加盟金

1 学校あたり 35,000 円

第 3 条 学校加盟金は、予算立案の上、理事会の承認を得るものとする。

第 4 条 本連盟の会計は、理事長の責任において執行する。

第 5 条 本規則の改正は、理事会の承認を得なければならない。

改正 昭和 51 年 5 月

改正 昭和 60 年 5 月

改正 昭和 62 年 3 月

改正 平成 2 年 11 月

改正 平成 26 年 4 月 第 2 条